

# 家庭用温水暖房契約 選択約款

2026年4月1日実施

妙高グリーンエナジー株式会社

## 目 次

1. 適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 設置確認	4
10. その他	4
付 則	4
別 表	
第1. 家庭用温水暖房契約に適用する料金表	5

## 1. 適用

- (1) この家庭用温水暖房契約選択約款（以下「選択約款」といいます。）は、当社が別途定めるガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）別表第1に定める地域に適用いたします。
- (2) この選択約款は、小売約款と合わせて適用いたします。なお、この選択約款に定める事項について小売約款に異なる定めがある場合、当該事項についてはこの選択約款の規定を適用いたします。
- (3) この選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、小売約款の2. (3) (4)の規定に準じて、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、前項に定める選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用温水暖房機器」… エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「居室」… 居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業所、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

## 4. 適用条件

お客さまが、次の各号の条件を全て満たした場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 専用住宅又は併用住宅で、居室部分に家庭用温水暖房機器を使用すること。
- (2) 1需要場所におけるガスメーターの能力（ガスメーターを2個以上設置している場合は、そのガスメーターの能力の合計）が16立方メートル毎時以下であること。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 申し込みの受付場所は、妙高グリーンエナジー株式会社といたします。
- (4) 当社は、本契約を解約又は他の約款に定める契約種別へ変更したお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申込をする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定した料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日を経過する日（その日が休日にあたるときは、その直後の休日でない日）までの期間（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。
- (2) お客さまは、料金の支払いを早収料金適用期間経過後に行う場合は、早収料金に100分の103を乗じて得た額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、12月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）の期間については、別表の料金表を適用して早収料金を算定し、4月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、当該調整単位料金に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／  
100円×（1＋消費税率）

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／  
100円×（1＋消費税率）

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（1トン当たり）

86,430円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の調整単位料金の適用基準に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス（以下「LNG」といいます。）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン（以下「LPG」といいます。）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.9530＋トン当たりLPG平均価格×  
0.0585

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び事務所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

平均原料価格と基準平均原料価格との差額で、次に掲げる区分により、次の算定式により算定した額（当該金額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(3) 当社は、(1)に基づき調整単位料金を算定したときは、当該調整単位料金を公表いたします。

## 9. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用温水暖房機器が設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。  
この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降小売約款を適用いたします。
- (2) 家庭用温水暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用温水暖房機器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降小売約款を適用いたします。

## 10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施期日

この選択約款は、2026年4月1日から実施いたします。

(別表第1)

家庭用温水暖房契約に適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金（1か月及びガスメーター1個につき）

新井供給区域	1,760.00円
妙高高原供給区域	2,420.00円

(2) 基準単位料金（1立方メートルにつき）

新井供給区域	135.05円
妙高高原供給区域	162.06円

(3) 調整単位料金

前号の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。